

令和5年度意見第1号
令和5年6月21日

経済産業大臣
西村 康稔 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和5年6月2日付で株式会社日本コカ・コーラ株式会社 代表取締役社長 ホルヘ・ガルドゥニョから提出された新技術等実証計画（6月13日に一部補正）に対する経済産業大臣の見解（令和5年6月20日20230602産第22号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和5年度意見第2号
令和5年6月21日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

新技術等効果評価委員会

新技術等実証に関する計画に対する意見について

産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第1項の規定により、令和5年6月2日付で株式会社日本コカ・コーラ株式会社 代表取締役社長 ホルヘ・ガルドゥニョから提出された新技術等実証計画（6月13日に一部補正）に対する内閣総理大臣の見解（令和5年6月7日消食表第303号・令和5年6月16日消食表第334号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第8条の2第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）